2026 年 11 月 4 日

# 尾瀬国立公園内におけるドローンの使用について

関東環境局

昨今、ドローン（無人航空機）が急速に普及し、尾瀬国立公園内においてもドローンの使用事例が増えています。一方、ドローンの使用が、利用者間の様々なトラブル（騒音や落下事故等）の原因となったり、野生生物の生態に悪影響を及ぼしたりすることが懸念されます。

そのため、尾瀬国立公園内でドローンを使用する際には、国立公園の利用者の安心安全の確保及び自然環境の保護のため、以下の注意事項を守ってください。

なお、航空法に基づく無人航空機の飛行に関するルールについては以下のＵＲＬをご確認ください。

（国土交通省ＨＰ：https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html）

## ■尾瀬国立公園内におけるドローン使用上の注意事項

### １．土地所有者等へ事前に確認してください

土地や施設等の管理者又は所有者が、敷地上空でのドローンの飛行を禁止している場合がございますので、事前に土地所有者等に確認してください。なお、別途申請等が必要な場合もございますので、余裕をもって確認をお願いします。

### ２．プライベート空間や利用者が集中する場所での使用は控えてください

宿泊施設の周辺や、園地・歩道等の周辺など、プライベート空間や利用者が集中する場所においてはドローンの使用は控えてください。また、ドローンの操作・撮影のために歩道やベンチ、休憩所等を長時間占有するなど、国立公園の利用者に迷惑をかけるような行為は厳に慎んでください。

### ３．野生生物への配慮をお願いします

国立公園内には様々な野生生物が生息・生育しています。ドローンを飛行させることで野生生物にストレスを与え生態に悪影響を及ぼしたり、ドローンの落下により損傷させたりするおそれがあります。

### ４．ヘリコプター飛行時のドローンの使用は控えてください

尾瀬国立公園内では、物資輸送や救助等を目的としたヘリコプターが飛行しており、ドローンの使用がヘリコプターの飛行に支障を及ぼすおそれがありますので、ヘリコプターの

飛来を確認した場合には直ちにドローンの使用は中止して下さい。

**５．自然公園法等に抵触する場合もあります**

ドローンの使用により、国立公園の利用者に著しく迷惑をかけたり、ドローンの落下や衝突により野生生物を損傷させたり、落下したドローンやその回収作業等により高山植物群落や湿原などの植生や生態系に悪影響を及ぼしたり、落下したドローンを回収せずに放置したりした場合、自然公園法や国立公園集団施設地区等管理規則に抵触し、罰則の対象となったり、原状回復等の必要な措置を命じることがあります。

**■計画の事前連絡**

ドローンの使用を計画する場合は、下記機関（土地や施設等の管理者又は所有者）に事前に連絡して許可を取得してください。なお、現地のビジターセンターにおいてドローンの使用予定を把握しているので、現在ビジターセンターの管理運営を受託している団体（公益財団法人尾瀬保護財団（027-220-4431））まで併せてご一報願います。

**〇福島県域・新潟県域（国有林）**

国有林においてドローンを飛行させようとする場合は入林届が必要です。事前に、管轄の森林管理署までお問い合わせください。

（関東森林管理局 HP）

「国有林野内で無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を飛行させる場合の手続」

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/nyurin/mujinkoukuuki_300605.html

■福島県域…会津森林管理署南会津支署（0241-72-2323）

■新潟県域…中越森林管理署（025-772-2143）

**〇群馬県域（民有地）**

群馬県域においてドローンを飛行させようとする場合、下記の土地管理者と事前調整を行って下さい。

■東京電力リニューアブルパワー株式会社

※窓口は東京パワーテクノロジー株式会社環境事業部尾瀬林業事業所（0278-58-7313）になります。

**〇尾瀬沼集団施設地区及び見晴地区**

環境省が所管する国有地である尾瀬沼集団施設地区及び見晴地区においてドローンを飛行させようとする場合、管理上必要な個別の措置を要する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

■関東環境局檜枝岐自然保護官事務所（0241-75-7301）

2026 年 11 月 4 日

**〇公園内施設（宿泊施設・園地・歩道等）**

宿泊施設の周辺や、園地・歩道等の周辺など、プライベート空間や利用者が集中する場所においてはドローンの使用はご遠慮いただいておりますが、ドローンの使用が宿泊施設（山小屋）・園地・歩道（木道）等の公園内施設の利用に影響を及ぼす恐れがある場合は、必ず施設等の管理者に事前にお問い合わせください。なお、施設管理者は土地所有者と異なる場合がございますので、事前にご確認ください。また、ドローンを用いて特定の公園内施設を撮影する場合には当該施設の管理者等へ連絡して下さい。

**〇河川・湖・滝**

河川・湖・滝（ダムやその貯水池を含みます。）において、ドローンを飛行させようとする際は、許可申請が必要な場合の他、河川管理者や自治体が河川利用のルールを定めている場合がありますので、事前にドローンの使用が可能な区域か確認してください。詳細は、下記の河川管理者までお問い合わせください。

■一級河川阿賀野川水系（福島県域）…福島県山口土木事務所(0241-72-2233)

■一級河川阿賀野川水系（群馬県域）…沼田土木事務所施設管理係(0278-24-5511)